

旭川医科大学の正常化を求める会 御中

令和3年7月2日

旭川医科大学への提言

吉田晃敏旭川医科大学学長のリコールを求める全国有志の会

代表 水 元 俊 裕



前学長の在籍中に行われた、情報隠蔽、パワハラ、私的利益の受領などを調査し、二度とこのような不正行為のないように改善することを求めます。

第1 学長の評価

- 1 学長の任期は1期6年とし、再任は認めない。
3年及び6年終了後は選考会議の評価を分かりやすい形で、公表する。
- 2 前学長については、そのような評価が公表されていないので、以下の項目も含め公表する。

第2 安全管理体制及びパワハラ防止の確立

- 1 学生及び教職員の身体及び精神の安全管理の制度確立を行う。
- 2 過去に発生した事件や訴訟の全容を明らかにし、今後の安全管理確立の重要な資料とする。前学長の調査の懈怠、情報の隠蔽などを明らかとする。
- 3 現在まで、大学、前学長または副学長2名が被告とされてきた訴訟について、上記と同様に、事故後の調査の未了、報告書の作成未了、教授会や文部科学省への報告の懈怠などを含めて公表し、被害者に対し適切なる対応をする。
- 4 上記の安全管理とパワハラ防止の確立とそのため調査については、調査委員会を立ち上げ、第三者の独立中立の委員を選任することとする。

第3 人事及び管理の適正化

- 1 学長、副学長、理事、顧問の現在の人数、報酬を開示し、見直す。
- 2 副学長2名制度を5名制度とし、追加された2名が、既にパワハラ訴訟の被告となっていた状況は、前学長が独断でパワハラ行為者を

副学長にあてたわけであり、パワハラ行為を揉み消そうとした前学長のガバナンスの不全を示しており、早急に改善するものとする。

- 3 教授選考は必ず選考会議を起ち上げ全国公募とする。
- 4 教職員の定年制度を明確にする。
- 5 病院運営に関しては、病院長に全権を委ねる。
- 6 組織の見直しをし、不鮮明または不必要と思われる部門の解体をする。
- 7 大学における標準医療の教育及び附属病院における標準医療や先進医療の実施を推進する。
- 8 医学部入学試験について、公正かつ適正に行うものとする。